

稲毛コレクティブインパクト 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、稲毛コレクティブインパクト（以下「稲毛CI」という。）と称する。

(目的)

第2条 稲毛CIは、稲毛周辺地域の社会課題に対し、企業、団体、地方公共団体、研究機関等が連携し、解決に向けた具体的な活動に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 稲毛CIは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 解決する社会課題（アジェンダ）の設定と評価
- (2) コレクティブインパクト会議の開催
- (3) 課題解決のための企画及び活動
- (4) 取組に関するウェブサイトやフォーラム等による各種情報の発信
- (5) 課題に関する調査研究
- (6) 前項までに定めなき目的の達成に必要とされる取組

第2章 会員

(会員)

第4条 稲毛CIは、以下に示す会員種別のいずれかに該当する法人、団体、個人（以下、会員）で構成する。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- (4) 個人会員

2 正会員は、第2条に規定する目的に賛同し、稲毛CIの活動の推進を担うことを主として入会する企業とする。

3 特別会員は、第2条に規定する目的に賛同し、稲毛CIの活動への特別な貢献を期待され入会する企業等とする。

4 賛助会員は、第2条に規定する目的に賛同し、稲毛CIの活動を支援する地方公共団体、地域団体、非営利団体、教育機関、研究機関等とする。

5 個人会員は、第2条に規定する目的に賛同し、稲毛CIの活動を支援する個人とする。

(オブザーバー)

第5条 稲毛CIにオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、第2条に規定する目的に賛同し、稲毛CIの活動にあたって連携することを主として入会する企業、団体、個人等とする。

3 オブザーバーは、代表幹事の求めにより、稲毛CIに出席し、意見を述べることができる。

(入会)

第6条 稲毛CIの会員またはオブザーバーになることを希望する者(以下「希望者」という。)は、本規約の内容に同意したうえで入会申込書(様式第1号)を代表幹事に提出しなければならない。

2 代表幹事は、希望者から前項に規定する会員の入会申込書の提出があったときは、第14条に規定する幹事会に諮るものとする。

3 幹事会は、希望者が第2条の目的の実現に寄与するものと認められるときは会員として承認し、希望者へ通知するものとする。

4 代表幹事は、必要に応じ、特別会員の追加について幹事会に諮ることができる。

5 幹事会は、オブザーバーについて、特段の支障がない限り、追加を承認するものとする。

(欠格事由及び資格喪失)

第7条 次に掲げる者は会員となることができない。また、入会後に判明した場合、会員はその資格を喪失する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

がその事業活動を支配する者

(2) 代表者又は役員が暴力団員である者

(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(6) 公序良俗に反する等、代表幹事が不相当と認める者

(7) 申込書その他の際に虚偽の申告を行ったことが判明した場合

(8) 本規約に違反した場合

(9) 稲毛CIの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

(10) 事務局から連絡を取ることができない等、会員等の継続の意思がないと認められる場合

(11) 稲毛CIで得た情報を基に、他の会員等に対してみだりに事業と無関係な営利活動を行った場合

(12) 稲毛 CI が解散したとき

2 前各項に従って資格を喪失したことにより、これにより当該会員等又は第三者に損害が発生したとしても、事務局はその責任を負わないものとする。

3 資格を喪失または退会した者は、資格の喪失後または退会后 1 年間は稲毛 CI で得た情報を用い、稲毛 CI と競合する活動をしてはならない。

(禁止事項)

第 8 条 会員は、稲毛 CI を利用して以下の行為を行ってはならない。

(1) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為

(2) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為

(3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に抵触する言動や威圧的言動などにより、稲毛 CI の秩序を乱す行為

(4) 本規約等、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または代表幹事が不適切と判断する行為

(免責事項)

第 9 条 稲毛 CI への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、代表幹事は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、代表幹事は一切の責任を負わない。

(退会)

第 10 条 稲毛 CI からの退会を希望する会員およびオブザーバーは、退会しようとする日の 1 ヶ月前までに退会届（様式第 2 号）を代表幹事に提出するものとする。

2 代表幹事は特段の支障がない限り、提出された退会届を承認するものとする。

第 3 章 会計

(事業年度)

第 11 条 稲毛 CI の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、設立初年度は、設立日を事業開始日とする。

(経費)

第 12 条 稲毛 CI の事業を遂行するために必要な経費は、会費、寄附金、負担金その他の収入をもって充てる。

2 稲毛 CI の会費および寄附金については、別に規定を定める。

第4章 役員等

(役員)

第13条 稲毛CIに次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 代表幹事代理 1名
- (3) 幹事 5名以内
- (4) 監事 1名以上

2 代表幹事、代表幹事代理及び幹事(以下「幹事等」という。)は、幹事会において選出する。

3 監事は、代表幹事が指名する。ただし、代表幹事及び代表幹事代理は監事を兼ねることができない。

4 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

5 役員は、無報酬とする。

第5章 組織

(幹事会)

第14条 稲毛CIに幹事会を置く。

2 幹事会は、会員をもって構成し、代表幹事がこれを招集する。

3 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

4 幹事会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

5 代表幹事は、議長として幹事会を運営する。

6 幹事会は、稲毛CIの基本となる活動方針の決定、活動の報告、事業収支の報告、役員承認、その他稲毛CIの運営にあたり重要な意思決定に関すること等を行う。

6 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。

7 代表幹事は、会員以外の者を幹事会に出席させ、稲毛CIに係る事項について説明させ、又は意見を求めることができる。

(事務局)

第15条 幹事会の議決に基づき稲毛CIの業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は当面の間、千葉大学発研究成果活用型ベンチャー 株式会社ミライラボ内に置くものとする。

第6章 資格と権利

(資格)

第16条 希望者は、第5条による入会を認められ、事務局より通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。

- 2 会員は、会員資格を第三者に譲渡もしくは貸与し、または、第三者に稲毛CIを利用させることはできない。
- 3 会員が法人の場合、次の事由が生じた場合、当該会員から速やかに通知があり、当該会員または会員の業務の同一性及び継続性が認められるときに限り、会員資格の承継を認めるものとする。ただし、会員である法人が会員資格を承継する法人とは独立して存続する場合、会員資格の承継により元の会員は会員資格を喪失するものとする。

(1) 会社の組織変更

(2) 事業譲渡

(3) 合併

(4) 会社分割

- 4 会員は、登録の内容に変更が生じた場合、速やかに会員等変更届(様式第3号)を事務局に提出し、代表幹事の承認を受けなければならない。

(会員の特典と義務)

第17条 会員は、以下の特典を有する。

- (1) 会員は、稲毛CIの会員であることを、自社等の広報または催事等において自ら公表することができる。
- (2) 会議で共有された稲毛CIの事業に関わる資料やデータを共有することができる。

- 2 会員の特典の詳細は別に定める。

(会員の義務)

第18条 会員は、稲毛CIが実施する広報または催事等において、会員の名称およびロゴが使用されることについて協力する義務を負う。

- 2 会員は、第2条の目的に鑑み、その有する技術・情報・ノウハウ等を活用し、主体的に稲毛CIの活動に参加または連携または支援するものとする。
- 3 稲毛CIにおける活動によって知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。

(会員の情報)

第19条 事務局は、会員等の登録情報及び稲毛CIにあたり、事務局が取得した会員等に関する情報(以下、「会員情報」)を別添に定める稲毛コレクティブインパクト個人情報取扱規定に従い適正に管理す

る。

- 2 事務局は取得した会員情報を、厳正な管理のもと、稲毛 CI 個人情報取扱規定に記載の利用目的の範囲で、事務局の提携先に管理を委託できるものとする。
- 3 取得した会員情報は、法人及び個人を特定できない統計的数値として処理し、広告主を含む第三者に提供することがある。
- 4 会員が退会した場合、または稲毛 CI が解散した場合には、事務局は当該会員に関する本条第 1 項の情報を消去する。但し、必要と思われる期間は保持することができるものとする。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 20 条 この規約は、幹事会の決議によって変更することができる。

- 2 幹事会は、規約を改定しようとする場合には、あらかじめ改定内容を会員に通知する。
- 3 会員が、前項の通知または公表後に稲毛 CI に参画する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

(存続期間)

第 21 条 稲毛 CI の存続期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、存続期間は、幹事会の決議によって、伸長することができるものとする。

(解散)

第 22 条 稲毛 CI は、次に掲げるいずれかの事由によって解散する。

- (1) 前条で定めた存続期間の満了
- (2) 稲毛 CI の目的の成功の不能
- (3) 幹事会の決議

(管轄裁判所)

第 23 条 本規約及び稲毛 CI に関する一切の紛争については、千葉地方裁判所または千葉簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 7 章 雑則

(その他)

第 24 条 本規約に定めのない事項や本規約の解釈に疑義が生じた場合については、代表幹事が幹事会に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

会員およびオブザーバーの会費および特典

種別	概要	会費	会員の権利				
			稲毛 CI 会議への参加	幹事会における議決権	自社等の広報や催事等での稲毛 CI 参加についての公表	稲毛 CI の活動で得られたデータの共有	稲毛 CI の主催するイベントへの出展や参加
正会員	目的に賛同し、稲毛 CI の活動の推進を担うことを主として入会する企業	大企業 50 万円/年 大企業に属さない法人 5 万円/年	○	○	○	○	○
特別会員	目的に賛同し、稲毛 CI の活動への特別な貢献を期待され入会する企業、団体、研究機関等	0 円/年	○	○	○	○	○
賛助会員	目的に賛同し、稲毛 CI の活動を支援する地方公共団体、地域団体、非営利団体、教育機関、研究機関等。	0 円/年	○	○	○	○	○
個人会員	目的に賛同し、稲毛 CI の活動を支援する個人	1 万円/年	○	○	○	○	○
オブザーバー	目的に賛同し、稲毛 CI の活動にあたって連携することを主として入会する企業、団体、個人等	0 円/年	△ 傍聴のみ	×	×	×	×